

二 前部内規某々争議等並大法廷部に於て御實し、其の點の撤廢を請ふこと、
三 前部内規某と受り五十八以上五十九以下は工場の組合、

(1) 五十人以上の工場は所管工場師に裁断し、此規則に改定する事、
(1) 五十人以上の工場は工場監督を動かして又組合本部と共同運動する事、
四 演説會、ミーティング、標語等下惠規則改廢運動を起す事、

五 争議要求の條項に入れる事、
六 社会民主党を並べて工場法施行令第十條四但書撤廢附在の理は判定出来ぬ様法であること、

△法規委員会報告、 法規改正、要否、
承認

休 息
第廿一 争議調停官志趣、件 (大阪聯合會提案)

理由 争議調停法は昔年以來、不順な點を有して乃ちが調停官に對しては我々は信を掛く能く有り、
復争論争議毎に労働者を壓迫し之を不利に陥らしむる事がある。故に争議に調停官を介在せしむる運動を起
すべし、此提案は全般に調停官志趣すまふ否か論點を智察せたるものがあつたが討論終結議
長捕左記十委員附記より、結局決意した。

可 決
承認

一 本大會の依り決議文を當局に提出し抗議する事、
二 不良調停官の解任を迫る事、

三 不良調停官のつくりストを作製して一切の機會を奪つて猛烈な解任運動を行ふこと、

決議文

労働争議の調停に當りては調停官侵害は云ふまでもなく労働争議の理解を有し常に嚴正なる立場にあつて其の合理的解決を計らねばならぬ、然るに中々製絲、豐田織機、濠川セルロイド等の労働争議と其共せる調停官等は如きは本末の侵余と解せ下して其労働者も不當に壓迫し、其の利益を蹂躙したる事と云ふ可なり、依つて本大會は労働争議の合理的解決のためには調停官の態度に對し嚴重なる抗議を為すべしである。

△予算委員会報告

第廿二 労働組合法中條給生活者に適用されることを明確にする事、
(本部提案)

第廿三 主義主張を同じくする組合の大合同促進に努める事 (日本總工組合提案)
撤回
可決

第廿四 工場法改正に努める事 (大阪聯合會提案)
撤回
可決